

議 第 231 号

令和 3 年 9 月 1 日提出

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第112号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章の章名を削り、第3条から第5条までを次のように改める。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準）

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、省令第3条から第48条まで及び附則第2項から第6項までに規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(排水溝の蓋の基準)

第4条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合には、排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及びつえ等が溝に落ち込まないものとする。

(視覚障害者誘導用ブロックの材質の基準)

第5条 視覚障害者誘導用ブロックは、耐久性のあるもので、滑りにくい材質のものを使用するものとする。

第6条から第10条まで及び第3章から第7章までを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 112 号）

条例改正	
改正後(案)	現行
<p>○熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 <u>〔道路計画課〕</u></p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>【章名を削る】</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路（本市が管理する県道及び市道に限る。以下同じ。）の構造に関する基準を定めるものとする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>○熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 <u>〔道路整備課〕</u></p> <p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)</u></p> <p><u>第 2 章 歩道等(第 3 条—第 10 条)</u></p> <p><u>第 3 章 立体横断施設(第 11 条—第 16 条)</u></p> <p><u>第 4 章 乗合自動車停留所(第 17 条・第 18 条)</u></p> <p><u>第 5 章 路面電車停留場等(第 19 条—第 21 条)</u></p> <p><u>第 6 章 自動車駐車場(第 22 条—第 32 条)</u></p> <p><u>第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第 33 条—第 37 条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路（本市が管理する県道及び市道に限る。以下同じ。）の構造に関する基準を定めるものとする。</p> <p><u>（用語の定義）</u></p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法第 2 条、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条（第 4 号及び第 13 号に限る。）及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 2 条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、</p>

【章名を削る】

【削る】

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、省令第3条から第48条まで及び附則第2項から第6項までに規定する基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(排水溝の蓋の基準)

【削る】

【削る】

第4条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合には、排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及びつえ等が溝に落ち込まないものとする。

【削る】

(視覚障害者誘導用ブロックの材質の基準)

【削る】

物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

(3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

第3条～第4条 【略】

【新規】

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等に排水溝を設ける場合には、排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及びつえ等が溝に落ち込まないものとする。

第6条～第33条 【略】

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

【削る】

【削る】

第5条 視覚障害者誘導用ブロックは、耐久性のあるもので、滑りにくい材質のものを使用するものとする。

【削る】

附 則

【見出しを削る】

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【見出しを削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

4 視覚障害者誘導用ブロックは、耐久性のあるもので、滑りにくい材質のものを使用するものとする。

第35条～第37条 【略】

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄(さく)部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

<p style="text-align: center;">附 則（令和3年3月24日条例第29号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則（令和3年3月24日条例第29号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。